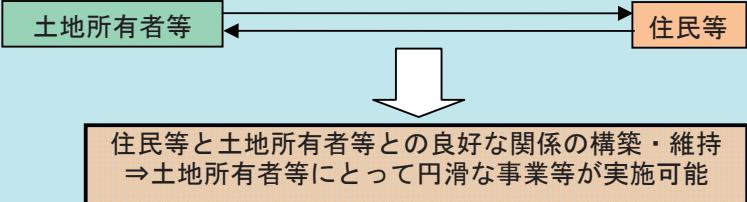


## メリットその4:汚染管理の信頼性の確保

リスクコミュニケーションに活用できる。	
概要	<p>土地所有者等が、公的に認められた汚染情報を公開することにより、<b>住民等からの信頼性が増します</b>。また、<b>形質変更時要届出区域に指定された場合は、周辺に健康被害のおそれがないことを示すことができます</b>。</p>
具体的には	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的に認められた情報を公開</li> <li>・ 形質変更時要届出区域の場合、健康被害が生ずるおそれがないことを説明</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2e0; margin-top: 10px;">         土地所有者等 ← → 住民等   <p>住民等と土地所有者等との良好な関係の構築・維持 ⇒ 土地所有者等にとって円滑な事業等が実施可能</p> </div>
留意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 形質変更時要届出区域として適正に管理しようと土地所有者等が考えていたにもかかわらず、要措置区域に指定された場合、措置を実施しなければならなくなり、時間と費用がかかります。このため、要措置区域ではなく形質変更時要届出区域として適正に管理したい場合には、指定の申請を行う前に都道府県知事等に相談しながら手続きを進める方が望ましいと考えられます。</li> <li>② 自主的に区域指定の申請を行い、形質変更時要届出区域等に指定されると、指定の状況について公示され、台帳に記載されます。申請した場所に汚染があるということが地域住民等に公示されることにより、不安感を与えることがあります。また、自然的原因による基準不適合土壤は、ある程度の範囲に広がっていると考えられるため、指定した土地の周辺の土地に対する風評被害が起こる場合があります。</li> <li>③ 形質変更時要届出区域等になることにより汚染されていることが明確となり、土地の売買などの際に費用と時間がかかる可能性があります。</li> </ol>